

☆ヘルパーさん募集のお知らせ☆

【子育てをサポートしてくださる方を募集します】

サポートセンターでは利用会員さんが日々増え続けています。ご近所やお知り合いの方でヘルパー会員さんや両方会員さんになっていただける方がいらっしゃいましたら研修会がありますのでお声をかけてください。

1 日目：平成 28 年 6 月 3 日(金)

午後 13 時 20 分～16 時 20 分（受付 13 時 15 分～

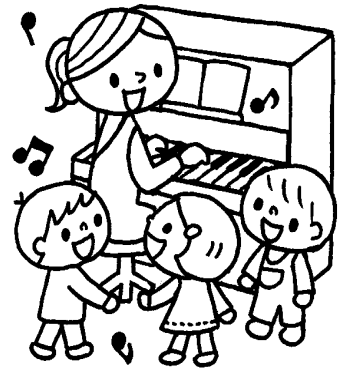
パル中原 1F 会議室（中原区今井上町 34 和田ビル）

2 日目：平成 28 年 6 月 9 日（木）

午前 9 時 20 分～17 時 00 分

川崎市役所 第 4 庁舎（受付 9 時～）

★詳しくはサポートセンターまでお問合せ下さい★



会費更新のお知らせ

更新月が近い利用会員さんにはハガキ・メール（メーリングリスト登録者）にてお知らせいたします。更新月の 20 日迄に下記の口座に年会費 1200 円をお振込下さい。振込人名義は《**会員番号+会員名**》でお願いします。

例：会員番号N999 中原たつく→《N999 ナカハラタツク》

同姓同名の会員様がいらっしゃいますので、名前の前に会員番号を入れてください。期日までに入金の確認ができない方は、退会の手続きを取らせていただきますのでご了承下さい。

尚、退会のご希望の方はセンターまでご連絡頂き、会員証をご返送くださいますようお願いいたします。

【振込先】川崎信用金庫 宮内支店 普通口座 0279642
特定非営利活動法人ワーカーズコープ代表理事 藤田 徹

お問い合わせ

サポートセンタータック 月～金 午前 9 時～午後 5 時
TEL 044-948-8915 FAX 044-740-3970
メール ktfjtack@roukyou.gr.jp

- 疑問を感じたりわからないことがあったりすればコーディネーターや地域リーダーにアドバイスを求める

Q. 顔合わせの場でペアを組むことを合意できない場合はどうすればよいですか？

その場合は後日出来るだけ早い時期に合意か否かの返事をコーディネーターにしてください。合意を得られない場合は別の会員とのマッチングを調整いたします。

ファミリーサポートセンター事業は会員同士がお互いに子育てを支え合う市民による相互援助活動です。ヘルパー会員は、有償ボランティアさんですので利用会員・ヘルパー会員の方にとってそしてなによりお子様にとって安全・安心な援助活動ができるよう、会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

ヘルパー会員さんへお願い

※援助活動報告書に援助内容の番号の記入をお願いいたします。

初回受付時の内容が変更になられている方もいらっしゃると思います。

川崎市提出の書類になりますのでよろしくをお願いいたします。

ご不明な点はセンターまでご相談ください



「川崎市子ども企画課」の名称が4月1日より「川崎市子ども未来局企画課」に変わりました。



平成28年度・前期予定表

4月予定	のびのび通信 春号発行	
5月末日予定	地域リーダー会 タック 主催	
6月3日(金)	ヘルパー研修1日目 パル中原 13時20分～16時20分(受付13時15分)	タック主催
6月9日(木)	ヘルパー研修2日目 川崎市役所 9時20分～17時(受付9時～)	川崎市主催
7月予定	サポートセンタータック交流会 ※日時が決まりましたらお知らせいたします。	
8月予定	8月10日～16日夏季休暇※留守番電話にて対応となりますのでご了承ください。	

安全・安心な援助活動のために

Q. 体調不良の場合お預かりは出来ますか？

A. 症状が重い場合や様態変化の激しい場合、下痢や嘔吐感染症が疑われる場合など、医療機関に診てもらう必要があるお子さま、また回復期ではあるものの集団保育が困難な状態のお子さんを預かることはできません。しかし症状が無くヘルパー会員が対応できる場合や集団保育が可能な程度に安定して回復しているお子さまについては預かることは可能です。ただし年齢や前後の生活状況もふまえお子さんのそれぞれにあずかり可能な範囲が異なりますので、依頼する可能性がある場合には提供会員にご相談下さい。

Q. 利用会員が報酬を渡すときはどのようなことに注意する必要がありますでしょうか？

A. お子様の年齢が大きくなると、子どもの目の前で直接現金をやり取りすることに対する配慮が必要になってきます。子どもの目の前で金銭の授受をしたために子どもがヘルパー会員との会話でお金の事を話すようになり気まずい思いをしたケースがあります。こうした事を回避するために現金を直接渡すのではなく封筒に入れて渡すことをお勧めします。現金の授受に関する配慮についてはペアを組むための顔合わせの際に話し合ってください。

Q. 相互援助活動をするにあたって会員間のトラブルを避けるためにはどのようなことに注意をしたらよいでしょうか？

A. 所定の時間に迎えに来られなかったり、突然時間を延長したりするなどまた、報酬や契約内容の認識の違い、保育に対する考え方の違いなどから思わぬトラブルが発生することがあります。トラブルを回避し、相互援助活動を円滑に行う事が出来るようにするためには日ごろから会員は次のことに心がけましょう。

- 相互援助の趣旨をよく理解し、決まり事を必ず守る
- 利用会員とヘルパー会員が子育て方針を話し合い十分打ち合わせする
- 活動中に知り得た他人の家庭事情などは守秘義務が課せられることになるので決してプライバシーを侵害したり個人情報了他言したりしてはいけません。退会後も同様です。